

6. 農薬の常用記号・用語

- LD : 致死薬量 Lethal Dose
- LD₅₀ : 中央致死薬量、同一母集団に属する動物の 50%を死亡させる薬物量。一般に体重 1kg 当たりの薬量 (mg) で表す。
- LC : 致死濃度 Lethal Concentration
- LC₅₀ : 中央致死濃度 50%を死亡させる薬物の濃度
- T L m : 半数致死濃度 median Tolerance Limit 50%が耐えうる濃度。おもに魚類に対する毒性値に用いる。
- L T₅₀ : 中央致死時間 50%を死亡させるまでの時間
- AD I : 一日摂取許容量 Acceptable Daily Intake
 - ヒトがある物質を毎日一生涯にわたって摂取し続けても、現在の科学的知見からみて健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量。
- AR f D : 急性参考用量 Acute Reference Dose
 - ヒトがある物質を 24 時間又はそれより短い時間経口接種した場合に健康に悪影響を示さないと推定される一日当たりの摂取量。
- ppm : 100 万分の 1 濃度 part per million (ピーピーワン) 1 ppm = 1mg / 1kg = 1mg / 1ℓ
- ppb : 1 億分の 1 濃度 part per billion (ピーピーワン)
- ppt : 1 兆分の 1 濃度 part per trillion (ピーピーワン)
- ND : 検出されないこと Non Detection
- μm : 1000 分の 1 mm (マイクロメーター)

〔航空防除の用語〕

- LV : 少量散布 Low Volume application 航空防除における液剤少量散布の意味で、ha 当たり 80 ℓ と単位面積当たりの薬液散布量を少なくした散布技術。
- S : 液剤散布 Spray 航空防除における液剤散布の意味で ha 当たり 30~60ℓ の散布量。

〔農薬の剤型名—主として農薬の命名基準（農水省通知）による〕

- 粉 剤 (D : Dust)
 - 粒径 44 μm 以下 (44 μm の網フリイを通過する) の「微粉」でそのまま用いる製剤。平均粒径 10 μm 前後。
 - ・ D L 粉剤—Drift-less (飛散が少ない) に物理性を改良した粉剤 (粒径 20~30 μm 、10 μm 以下の割合 20%以下、ドリフト防止剤添加)
- 粒 剤 (G : Granule)
 - 粒径 1,680~297 μm の「細粒」でそのまま用いる製剤。ただし特殊なものは粒径が「細粒」よりも大きいものも粒剤に含める。
- 粉 粒 剤
 - 「微粉」、「粗粉」(105~44 μm)、「微粒」(297~105 μm) 及び「細粒」の単独又は混合製剤で「粉剤」及び「粒剤」に該当せずそのまま用いる製剤
 - ・ 微 粒 剤 (MG : Micro granule)
 - ・ 微粒剤 F (MG F : Micro granule fine)
 - 粉剤の特徴（作物への付着）をそこなうことなく、漂流、飛散が極めて少なくなるようにつくられた製剤。(粒径 210~62 μm)
- 粉 末
 - 粉状の製剤の他の剤に該当しないもの。

■水和剤 (W : Wettable, WP : Wettable Powder)

微粉化した主剤に増量剤、界面活性剤を加えた粉状製剤で、水に希釈して用いる。

- ・フロアブル剤 (F L : F lowable)・SC剤 (SC : Suspension-concentrate)
　　ゾル剤とも呼ばれる。主剤を微粉化し、液体（主として水）に分散させた懸濁製剤。
- ・顆粒水和剤 (WDG : Water dispersible granule)・ドライフロアブル (D F : Dry flowable)
　　有効成分を界面活性剤、結合剤と粒剤状に製剤したもの。水に溶かすと水和剤調整液と同じになる。

■水溶剤 (SP : Soluble Powder)

水溶性の粉状、粒状等にした固形の製剤で、水に溶解して用いるもの。

- ・顆粒水溶剤 (WSG、SG : Water Soluble Grenule)
　　組成的には水溶剤と同じ。粉立ちによる作業者の農薬被爆を防ぐため顆粒にしたもの。

■乳剤 (E、EC : Emulsifiable Concentrate)

水に不溶性の有効成分を有機溶媒等に溶かし、乳化剤等を加えた液体で、水に乳濁させて用いる製剤。

- ・乳濁製剤 (EW : Emulsion oil in Water) : 有効成分の油状粒子が水中に乳濁しているタイプの液剤。見かけは牛乳状の白色乳化液。

■液剤 (L : Liquid)

水溶性液体の製剤でそのまま又は希釈、溶解して用いるもの。

■S E (Suspension-emulsion)

- SC (フロアブル) 剤とEW剤が1つの製剤に同時に含まれているもの。特性はSCにほぼ同じ。

■油剤 (Oil)

水に不溶の液体製剤で、そのまま又は有機溶媒に希釈して用いるもの。

■その他

- ・サーフ

製剤分類上は油剤とおなじ。水田の田面水に展開させて使用する。

- ・くん煙剤

発熱剤、助燃剤を含む製剤で、加熱により有効成分を煙状に浮遊させて用いるもの。

- ・くん蒸剤 (Fumigant)

有効成分又はその活性物質を密閉等の条件下で気化させて用いるもの。

- ・水溶性包装製剤 (WSB : Water soluble bag)

主として水和剤を水溶性の袋（ポリビニルアルコールなど）で包んだ製剤。そのまま水に投入できる。

- ・ジャンボ剤 (JP : jumbo-pellet)

水田除草剤で開発されている。タブレット状やWSBタイプがある。田面に施用すると水中、水面を薬剤が拡散する。

- ・マイクロカプセル剤：

有効成分を高分子膜などで均一に被覆したもの。

- ・油性懸濁性剤 (OD : Oil Dispersion)

微粉化した有効成分を油性液体に懸濁させた製剤。一般的に展着剤の加用は不要。

〔毒物、劇物の判定基準〕

(1) 急性毒性（動物実験における知見）

分類	経口 (LD ₅₀)	経皮 (LD ₅₀)	吸入 (LC ₅₀)
毒物	50 mg/kg 以下	200 mg/kg 以下	500 ppm (4時間) 以下
劇物	50 mg/kg を超え 300 mg/kg 以下	200 mg/kg を超え 1,000 mg/kg 以下	500 ppm (4時間) を超え 2,500 ppm (4時間) 以下

(2) 皮ふ、粘膜に対する刺激性

劇物	硫酸、水酸化ナトリウム、フェノールなどと同等以上の刺激性を有するもの
----	------------------------------------

(3) 毒物のうち、その毒性が極めて強く、当該物質が広く一般に使用されるか、または使用されると考えられるものなどで、危害発生のおそれがあるものは特定毒物とする。